

総務委員会資料

1 請願・陳情の審査

(1) 請願第21号 アゼリア地下街の点字ブロック等の整備に関する請願

資料1 川崎アゼリア株式会社の概要について

資料2 視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）等の設置状況について

資料3 点字ブロック等の設置経過について

資料4 他都市の点字ブロック設置の状況と請願に対する見解と対応について

参考資料1 点字ブロックについて

参考資料2 障害者差別解消法について

経済労働局

令和6年11月21日

川崎アゼリア株式会社の概要について

川崎地下街「アゼリア」は、昭和61年10月1日に当時最大級の規模の地下街として開業。川崎駅前玄関口の「イメージアップ」と川崎駅周辺の「商業活性化」を図るための核となる商業施設として機能するとともに、安心・安全・快適な空間を提供し、駅周辺の道路交通の円滑化等を図る地下駐車場を運営することで、駅周辺の利便性に貢献している。

1.事業目的

- ① 公共地下歩道、公共地下駐車場、店舗、事業所等の管理を行う事業
- ② 不動産の賃貸業
- ③ 料理飲食店業、その他のサービス施設の運営を行う事業
- ④ 駐車場業
- ⑤ 広告業
- ⑥ 損害保険代理業
- ⑦ ①から⑥に附帯又は関連する一切の事業

2.設立 昭和33年4月18日

3.資本金 5,000,000千円 市出資 2,142,735千円（42.8%） その他37団体

視覚障害者誘導用ブロック（以下点字ブロック）等の設置状況について

1.「点字ブロック」（誘導ブロック・警告ブロック）の設置

下記図のとおり設置されている。



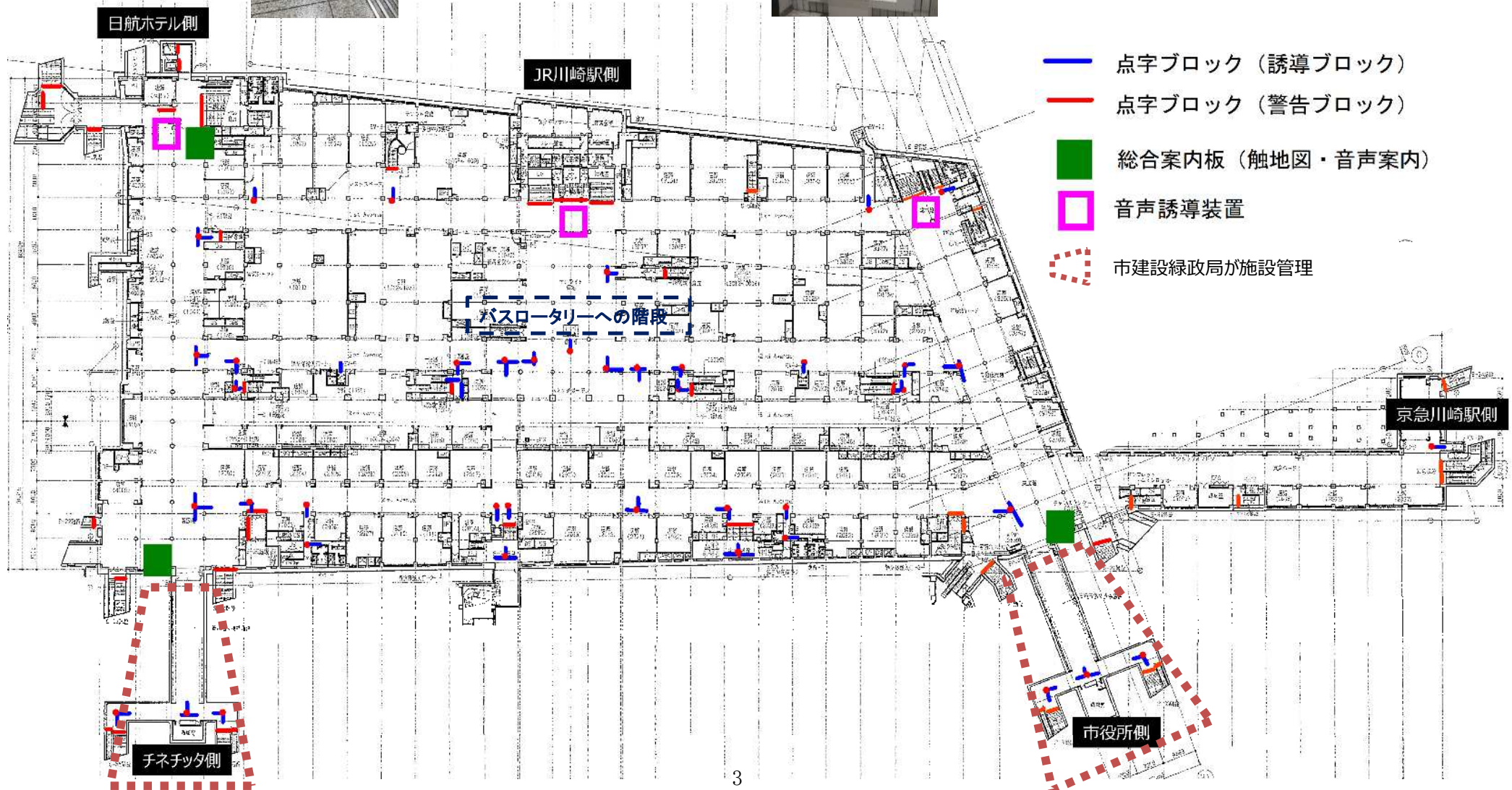
2.総合案内板「触地図・音声案内」設置

下図のとおり、3 か所設置されている。



3「音声誘導装置」の設置（階段・エスカレーターがあることを音声で知らせるもの）

下図のとおり、3 か所設置されている。



点字ブロック等の設置経過について

昭和61年（開業時）

- ① 「点字ブロック」の設置（障害者団体との協議を踏まえて実施）
- ② 「音声誘導装置」の設置（階段・エスカレーターがあることを音声で知らせるもの）



点字ブロック（階段前）



点字ブロック（エレベーター前）

平成23年（駅前広場再編工事）

- ① 総合案内板を「触地図・音声案内」に変更（案内板に近づくと音声でその存在を知らせ、ボタンを押すと主要施設の行き方を音声で案内）
- ② 階段の手すりの「点字案内表示」を追加（階段の番号及び駅やバス停など階段から近い地上の施設を点字により表示）



総合案内板「触地図・音声案内」



階段手すりの「点字案内表示」



アゼリア 4 番出入口のエスカレーター前点字ブロック

令和5年7月

- ① 「点字ブロック」の追加設置（中央通路から続く、アゼリア 4 番出入口のエスカレーター前の地下部分）

【その他】 監視カメラ映像をオペレーターが確認し、警備員が駆け付けるとともに、巡回中の警備員・スタッフによる声かけを随時実施

※川崎アゼリアは、「建築物」であるため、現在の市福祉のまちづくり条例においては、案内設備誘導に関して音声その他の方法により視覚障害者を誘導する対応も可能であり、点字ブロックに限定した設置義務は生じていない。

○川崎駅東口広場地下街公共地下歩道負担金について

清掃、警備保安、照明、空調並びに補修等の管理経費等を対象として、これらの経費に公共地下歩道面積割合・通行者の利用目的割合・地下歩道供用時間割合をそれぞれかけて、公共歩道を供用するために必要な額を川崎市がアゼリアに対して負担している。

1.他都市の点字ブロック設置状況等について

- ① 下記の**全ての地下街に点字が設置**されている。（川崎市では連続性に課題があると、関係団体から御意見をいただいている）
 ② また、構造物（施設）所有者が点字ブロックを設置しており、地下街会社が所有している場合は地下街会社において設置している。

* 自治体が出資している地下街の主な事例

自治体名	川崎市	札幌市	新潟市	横浜市	京都市	大阪市	神戸市	神戸市	神戸市	広島市	福岡市
1運営会社名	川崎アゼリア株式会社	株式会社札幌都市開発公社	新潟地下開発株式会社	横浜新都市センター株式会社	京都御池地下街株式会社	クリスタ長堀株式会社	神戸地下街株式会社	神戸地下街株式会社	神戸地下街株式会社	広島地下街開発株式会社	福岡地下街開発株式会社
2地下街名	川崎アゼリア	さっぽろ地下街	西堀ローサ	横浜ポルタ	ゼスト御池地下街	クリスタ長堀	さんちか（三宮地下街）	デュオこうべ山の手	デュオこうべ浜の手	紙屋町シャレオ	天神地下街
3点字ブロック設置の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
4点字ブロック設置者	地下街会社	地下街会社	地下街会社	地下街会社	行政	地下街会社	地下街会社	行政	行政	行政	地下街会社
5点字ブロック管理者	地下街会社	地下街会社	地下街会社	地下街会社	地下街会社	地下街会社	地下街会社	地下街会社	地下街会社	地下街会社	地下街会社
6土地所有者	行政	行政	行政	行政	行政	行政	行政	行政	行政	行政	行政
7構造物(施設)所有者	地下街会社	地下街会社	地下街会社	地下街会社	行政	地下街会社	地下街会社	道路部分：行政 その他：地下街株式会社	行政	道路部分：行政 その他：地下街株式会社	地下街会社

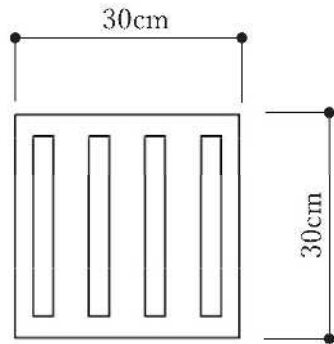
2.請願に対する見解と対応について

視覚障害者等への点字ブロックを含めた安全かつ快適な移動に関する配慮については、施設所有者である川崎アゼリア株式会社が同社の公益的な役割を踏まえ、経営判断するものと考えており、これまでも要請してきたところであるが、地下街の地下歩道の公共性、昨今の多様性等の社会情勢を踏まえると、視覚障害者の方に安心して御利用いただけるよう環境整備は必要であると考えているので、市としても費用面等について、経済労働局が出資法人の所管局として関係局や川崎アゼリア株式会社と調整しているところである。

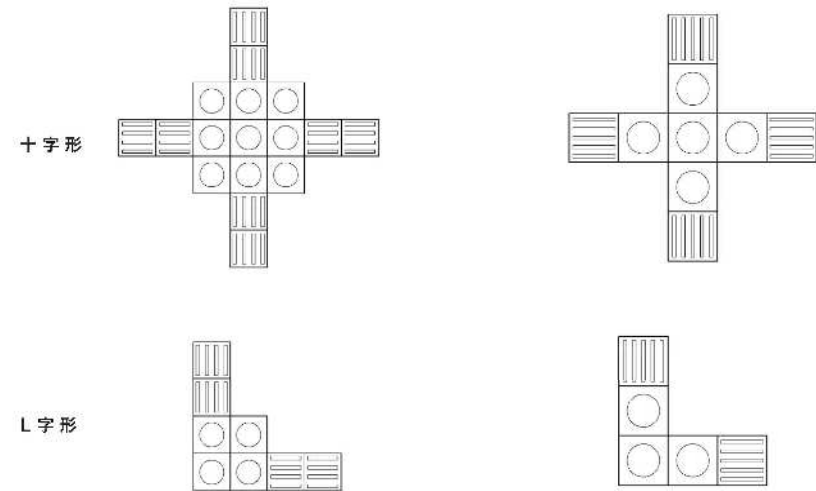
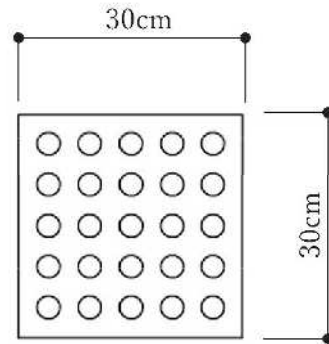
1.点字ブロックの役割について

点字ブロックには、誘導を行う線状ブロックと警告等を行う点状ブロックの役割の異なる2種類があり、下記右のように組み合わせる他、点状ブロックを単独で設置する。

■線状ブロック(誘導)



■点状ブロック(警告・注意喚起)



2.点字ブロックの設置方法について

点字ブロックの設置方法には、貼付式と埋込式等がある。

【貼付式】



【埋込式】



1. 概要

障害者差別解消法（正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めている。そのことによって、障害のある人もない人も、お互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指している。

2. 「不当な差別的取扱いの禁止」について

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいう。

（例）

- ・ 車いすを使っていることを理由に、お店に入ることを断る。
- ・ お店に入るのに保護者や介助者などの付き添いを求める。

3. 「合理的配慮の提供」について

障害のある人から、社会にあるバリアを取り除くために配慮をしてほしいという意思表示があった場合に、その実施に伴う負担が事業者等にとって過重とならない範囲で対応することをいう。

令和3年5月の障害者差別解消法の改正により、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」の義務化が施行された。

（例）

- ・ 段差がある場合に、車いすを利用している方の補助を行う。
- ・ 障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める。

合理的配慮の提供の方法は一つではなく、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて柔軟に対応することが求められている。

また、負担が重すぎる場合でも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切とされている。